

# 住民センターに係る補助金について

## 1 沼田市コミュニティ施設整備費補助金

新改築	補 助 率	限 度 額
新 築	補助対象事業費 × 1/4以内 ※認可地縁団体に限る	300万円 (用地取得を含む 場合500万円)
改 築	補助対象事業費 × 1/4以内	150万円

### 対象工事

補助対象事業費	説 明
新築又は改築に要する本工事費	建物の基礎、く体、屋根造作及び仕上部分工事
新築又は改築に要する付帯工事費	電気、ガス及び給排水衛生設備工事
移転に要する費用	新築又は改築に伴う移転費用

※ 補助対象とならない経費

屋根・壁塗装や網戸・畳交換などの維持修繕に係る経費、内部の備品等の購入経費、事務費及びこれに類する経費

## 2 コミュニティセンター助成事業（（一財）自治総合センター）

新改築	補 助 率	限 度 額
新 築	補助対象事業費 × 3/5以内	1,500万円

※ 改築は対象外、大規模修繕は対象（ただし、コミュニティ組織自身が当該コミュニティセンターの所有者として「保存登記」済であること。） ※県内での採択枠は、毎年度2、3件

### 対象工事

建設本体工事費、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費、同一年度に工事費と一体となった設計監理料等

※ 補助対象とならない経費

土地の取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費等

### 資格要件

実績報告に際して住民センターの登記簿謄本が必要であるため、認可地縁団体であることが要件となる。

## 3 魅力あるコミュニティ助成事業（（公財）群馬県市町村振興協会）

新改築	補 助 率	限 度 額
新 築	補助対象事業費 × 1/2以内	500万円
改 築	補助対象事業費 × 1/2以内	250万円

※複数件の申請も可能だが、基本的に採用枠は1つの自治体で1件

### 対象工事

補助対象事業費	説 明
新築又は改築・改修に要する住民センター本体の直接工事費	新築…高齢化・少子化等に対応した施設及び耐震化等の災害対策に対応した施設で、新築又は建て替えるもの。 改築・改修…住民センター本体で、高齢化・少子化等の対応及び災害対策の対応を目的とする改築・改修は優先的に助成する。

※ 補助対象とならない経費

用地の取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費、その他事務経費等

### 資格要件

新築・建て替えの場合のみ、実績報告及び助成金交付請求の際に住民センターの登記簿謄本が必要であるため、認可地縁団体であることが要件となる。

## コミュニティ広場の整備に係る補助金について

### 沼田市コミュニティ施設整備費補助金

補助対象	補 助 率	限 度 額
コミュニティ広場の整備に要する用地取得費又は造成等整備費	補助対象事業費 × 1/2以内 ※認可地縁団体に限る	100万円 (用地取得を含む 場合300万円)

※造成等整備については、用地面積300平方メートル以上500平方メートル未満であって、10年以上の使用を見込めるものに限る。

## コミュニティ活動に係る補助金について

### 1 一般コミュニティ助成事業（（一財）自治総合センター）

補助対象	補 助 率	限 度 額
設備の整備に直接必要とされる経費	補助対象事業費 × 10/10以内	250万円

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

（参考）

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に該当しない東屋等（自治体の建築主事等の証明書を添付すること）</li> <li>・基礎工事の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（ただし、基礎工事、アンカー工事は対象外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの</li> <li>・個人の利用に留まるもの・広場の砂場や遊歩道等の整備</li> <li>・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン等）</li> <li>・防災目的の備品・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）</li> <li>・自転車・動力の付いた屋台、山車等</li> <li>・車両に搭載する目的の備品（無線機等）・防犯カメラ</li> <li>・水車・ホテル等の育成に関する設備、備品</li> <li>・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）・照明器具等のうち、電球のみの整備</li> <li>・一般調理器具（食器、包丁、箸、やかん、鍋等）</li> </ul>

### 2 魅力あるコミュニティ助成事業（（公財）群馬県市町村振興協会）

補助対象	補 助 率	限 度 額
設備の整備に直接必要とされる経費	補助対象事業費 × 10/10以内	200万円

#### ①一般備品

関連事業区分	具体例
ア. コミュニティ行事関連	祭り行事（提灯、法被、子ども御輿） 体育行事（屋外テント、音響設備、物置） 一般集会行事（机、椅子） 展示行事（展示パネル） 廃品回収行事（車載スピーカー）等
イ. 集会施設関連	エアコン、コピー機等
ウ. 地区生活安全関連	防犯灯等
エ. 防災関連	自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な備品等
オ. その他	上記以外のもので、その地域の事情に応じて助成することが適切だと思われる備品等

上の具体例に該当する場合でも、その設置場所や使用目的などにより、助成対象外となる場合があるので、留意すること。

#### ②伝統芸能備品

古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品（獅子頭、太鼓、山車、御輿、山車人形等）の購入及び修繕を対象とする。